

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月25日
【会社名】	株式会社ギックス
【英訳名】	GiXo Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 網野 知博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル2階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役CEO網野知博は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループはData-Informed事業を営んでおり、経営管理上、売上高が事業活動の成長を計る指標として最も重視されていることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、売上高が適切であると判断いたしました。当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、各事業拠点の3分の2程度の割合を占める当社及び連結子会社1社を重要な事業拠点としました。選定した事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社グループの収益獲得活動であるデータ分析を基本としたコンサルティングサービス、データ処理基盤を提供するデータプラットフォームサービス、顧客行動データの理解を可能にするミッションクリア型プロダクトサービス、及び顧客のシステム開発ニーズに応えるための開発・技術者派遣・製品提供等の各種サービスにおいて多額に計上される勘定残高である売上高、売掛金、人件費及び外注費に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載リスクが高いプロセス、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、税効果会計プロセス、企業結合プロセス、のれんを含む固定資産の減損に係るプロセス等財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。